

自動車補修用リサイクル部品の規格策定に関する研究会について

平成26年1月14日

経済産業省自動車課

開催の趣旨

- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）では、その目的において「使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る」ことを謳い、自動車の所有者の責務として「自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない」ことを、さらに解体業者に対する再資源化実施義務等では、「当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること」を求め、リサイクル部品の活用促進を目指している。
- 一方、リサイクル部品の利活用を促進するためには、自動車補修市場に対するリサイクル部品の供給のみならず、その利活用の判断に資する製品情報が適切に提供されることが不可欠である。
- こうした基盤の構築に向けて、リサイクル部品に係る情報の提供、共有の在り方、その実現のための規格策定の方向性についての検討を目的に、有識者、業界関係者及び消費者代表を構成員とし、自動車補修用リサイクル部品の規格策定に関する研究会を開催する。